

令和7年第9回定例公安委員会会議録

開催日時 令和7年3月13日（木）午前11時12分～午後4時20分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後1時44分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 笠田委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長
樋口警備部長 濱本警察学校長 永井情報通信部長
吉村警務部参事官

（事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

4 報告事項

令和6年中の遺失、拾得物の取扱状況（警務部）

警察本部

令和6年中に遺失届のあった現金は1億2千569万9千353円で、令和5年中と比較して約614万円減少した。物品点数は、令和5年3月1日の警察庁共通基盤遺失物管理システム切替えに伴い、令和5年2月以前の物品点数の算出方法が令和6年中と異なるため省略している。

次に、拾得物の届出状況であるが、令和6年中に拾得届のあった現金は7千879万3千261円で、令和5年中と比較して約601万円増加した。令和5年2月以前の物品点数は遺失届と同様に省略している。

令和6年中に拾得された物品の内訳について、証明書類・カード類が上位を占めており、中でもキャッシュカード、健康保険証、運転免許証が多く拾得されて

いる。

令和6年中の拾得物の返還等の状況について、現金は、遺失者に返還した割合が65.8パーセントと多く、続いて、遺失者が判明せず拾得者も権利を放棄するなどして県の歳入として帰属した割合が20.5パーセントとなっている。一方で、物品は、県に帰属した割合が38.6パーセントと最も多く、続いて遺失者に返還した割合が、30.8パーセントとなっている。

遺失、拾得物の取扱いは、県民の権利利益に直接関わる業務であることを認識し、遺失者・拾得者の立場に立ち、早期返還のための遺失者調査など、適切な遺失物業務に努めていく。

委員

遺失・拾得関係については、警察業務の中でも多大な労力を費やす業務の一つであり、県単独では難しい話であるが、外注化することが望ましいと感じている。

委員

日本人は落とし物を拾うと届け出る真面目な気質があり、インバウンドの方が落とし物をされて届出をしたら、物品が返還されて驚かれたということを目にしたことがある。遺失・拾得業務に多くの時間を割いており、警察業務に支障が出ないように、施設占有者が預かる裁量を増やす、外注化するなど、業務改善が必要であると感じる。

委員

日本は落とし物が返ってくるすばらしい国であるが、その分拾得物が多数あり、大変な仕事であると感じている。業務に工夫を加えながら、今後も適切に対応していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

4 報告事項

- ・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱について
- ・ 大阪・関西万博について
- ・ 監察報告

5 決裁

- ・ 逮捕状等を請求することができる司法警察員の指定
- ・ 特定抗争指定暴力団等の指定期限の延長（19回目）
- ・ 更新時講習の実施に関する規程の一部改正
- ・ 審査基準・処分基準の改正及び廃止について
- ・ 審査請求に係る裁決書について
- ・ 指定代理人の変更について

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。